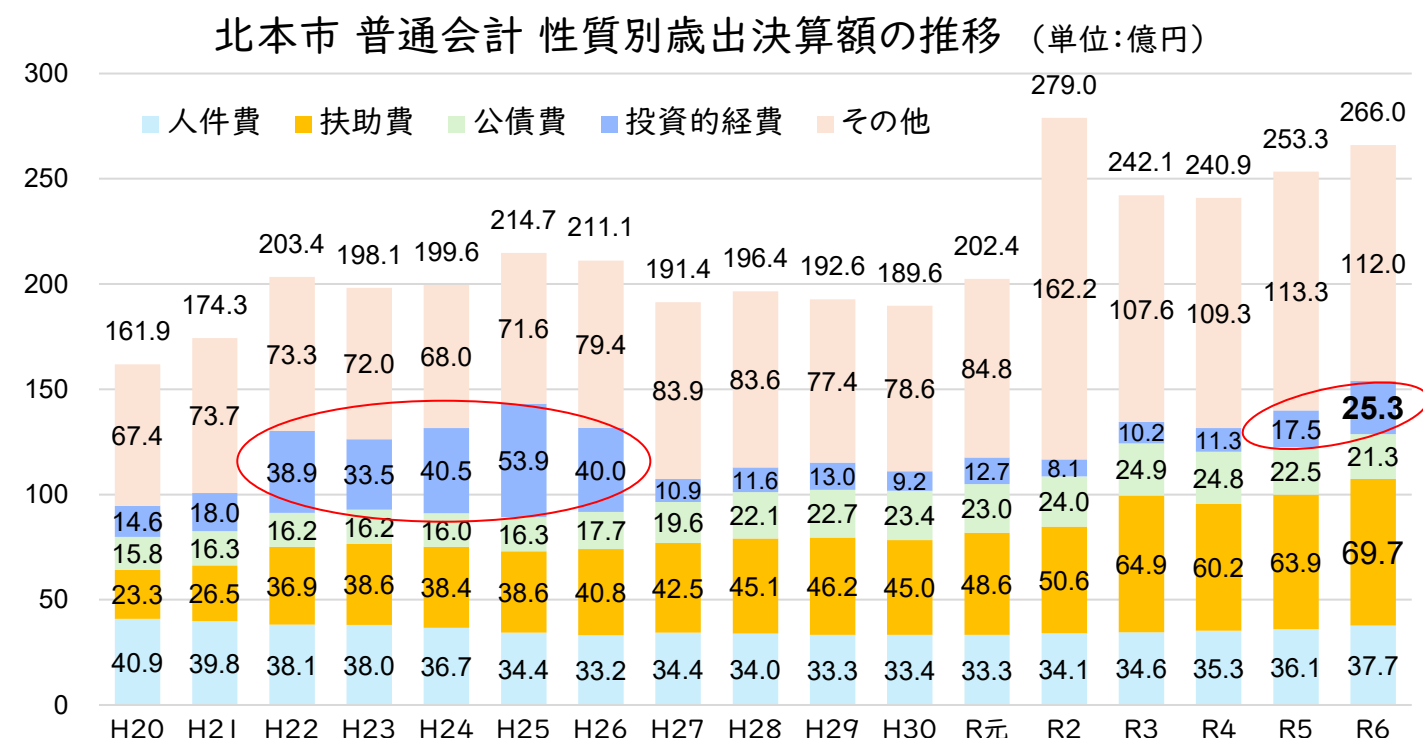
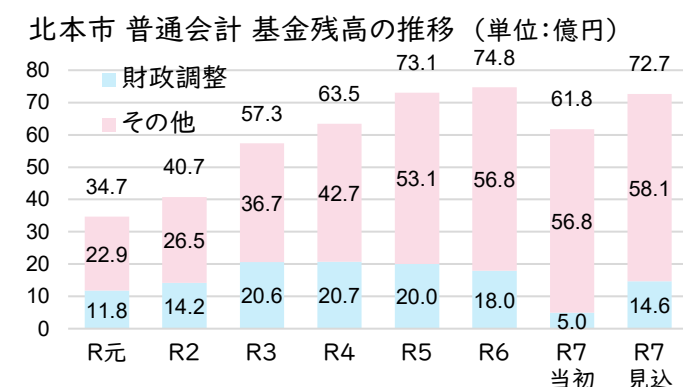


令和6年度決算13.5億円の大幅黒字 急激な減少が懸念された基金残高も維持

本市の基金（貯蓄）の残高は、令和元年度末が約34.7億円だったのに対し、令和6年度末では約74.8億円とほぼ倍増しましたが、令和7年度当初予算で約22億円を取り崩すこととしており、急激な減少が懸念されていました。

令和6年度決算が約13.5億円の大幅黒字となったため、基金残高も大きく回復し、令和7年度末残高見込みは約72.7億円となりました。

基金残高が維持されたことは、財政の健全化を見る上でひとつの安心材料となります。



普通会計：一般会計と久保特定土地区画整理事業特別会計の決算額の合計から会計間の重複を控除したもの

発行者：北本市議会議員 桜井 卓（緑風会）
住 所：〒364-0034 北本市高尾1-166-6
電 話：090-9389-3572（桜井携帯）
52歳。早稲田大学卒。元埼玉県職員。議員専業。
令和元年5月～北本市議会議員（現在2期目）
北本市監査委員、建設経済常任委員会・議会運営
委員会所属、埼玉中部環境保全組合議員

投資的経費が近2年で急速に増加 財政の悪化を回避するために平準化を

令和6年度決算の大きな特徴は、投資的経費の増加です。本市では、小中学校の大規模改修や市役所庁舎建設を行った平成22～26年度まで投資的経費が高止まりしたため、平成27年度から令和4年度まで投資的事業（建設事業）を抑制したことで、道路の劣化が顕著になった過去があります。借金の返済がピークを過ぎた令和5年度から再び投資的経費を増加させ、令和6年度は前年度比約7.8億円増の約25.3億円となりました。

この額は平成22～26年度の水準（33.5億円～53.9億円）と比較するとまだまだ少ないですが、当時と比較して**扶助費（福祉的な義務的経費）が約30億円増加**していることから、急激な投資的経費の増大は財政の悪化につながります。

財政の悪化で道路、下水道、公共施設などインフラの整備（維持管理）が先送りにされないよう、投資的経費を平準化することが重要です。

投資的事業を計画的に実施するよう、引き続き求めてまいります。

SNSでも情報を発信しています！



Xアカウント
@sakuraikitamoto



討議資料

2025.10 きたとウェルビーイング通信 vol.47

安心をすべての人に届けたい

きたもと **well-being** 通信

well-being（ウェルビーイング）：幸福、健康で満たされた状態

公式ホームページ
http://sakuraisuguru.jp/

北本市議会議員
桜井 すぐる

良好な令和6年度決算で見た本市財政の懸念点 第47号 学童保育 児童数・支援員数増なのに指定管理料を減額

令和7年9月定例会において、北本市の令和6年度決算が全て認定されましたので、その概要をお知らせします。

令和6年度の一般会計の歳出総額は、物価や人件費の増加のほか、大規模な投資的（建設）事業が増加したことにより、前年度から約12.3億円（4.9%）増加し、約263.5億円となりました。歳入総額は約277.2億円で約13.1億円（5.0）増加しました。将来負担比率等の指標や基金・市債残高を見ても、**本市の財政状況は引き続き健全な状態にある**と言えます。

一般会計 歳入の内訳（単位：百万円）

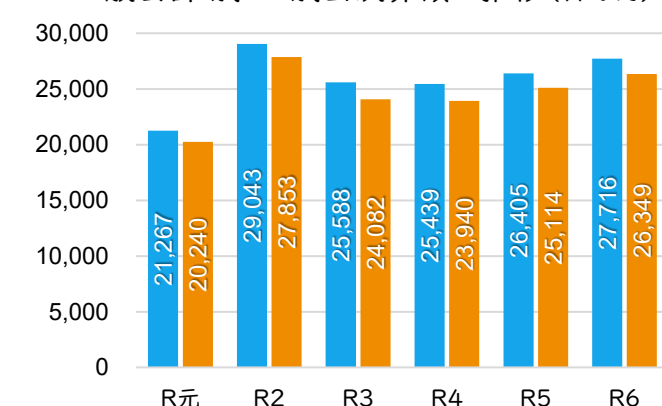
区分	R6決算	R5決算	増減	増加率
市税	8,942	9,025	-83	-0.9%
地方消費税	1,508	1,441	68	4.7%
地方交付税	3,567	3,346	220	6.6%
国県支出金	6,608	6,244	364	5.8%
寄附金	1,368	1,204	165	13.7%
繰入金	1,570	1,195	375	31.4%
市債	1,429	989	440	44.4%
その他	2,724	2,961	-237	-8.0%
歳入 計	27,716	26,405	1,311	5.0%

歳入は市税が0.9%減少しましたが、これは国の定額減税による影響です。定額減税による減収分は地方特例交付金として約3億円交付されており、定額減税がなければ市税収入は約4.3%増でした。また、国・県の補助事業の増加により国県支出金が約3.6億円増。地方交付税約2.2億円増、寄附金約1.6億円増、市債約4.4億円増などが目立っています。特に**市債の増加は投資的（建設）事業の大幅増によるもので、将来的な財政状態の悪化が懸念されます。**

主な特別会計 歳出決算額（単位：百万円）

特別会計名	R6	R5	増減	増減率
久保区画整理	669	525	143	27.3%
後期高齢者医療	1,200	1,070	130	12.1%
国民健康保険	6,272	6,380	-108	-1.7%
介護保険	5,710	5,441	269	4.9%

一般会計 歳入・歳出決算額の推移（百万円）



一般会計 歳出の内訳（単位：百万円）

区分	R6決算	R5決算	増減	増加率
総務費	4,351	4,514	-162	-3.6%
民生費	11,710	11,154	555	5.0%
衛生費	1,770	1,892	-122	-6.4%
土木費	1,981	1,882	99	5.3%
消防費	947	929	18	1.9%
教育費	3,174	2,207	966	43.8%
公債費	1,984	2,112	-127	-6.0%
その他	432	424	8	1.7%
歳出 計	26,349	25,114	1,235	4.9%

歳出は教育費が43.8%、約9.7億円と大幅に増加しました。旧栄小学校を改修した市民活動交流センターの整備（約5.8億円）、体育センター天井等改修（約4.2億円）が増加の主な要因です。

民生費は社会保障（高齢者・障がい者・生活保護）経費の増加により約5.6億円増加。土木費は総合公園野球場スコアボードの改修等により約1億円増加しました。公債費は、市債残高の減少により約1.3億円減少しました。

特別会計では、久保区画整理事業会計が事業の大幅なスピードアップを図るため南部地域整備基金を活用したことで+27.3%と大幅に増加。

また、高齢化の進行で後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計が大きく増加しました。一方、国民健康保険特別会計は後期高齢者への移行（加入者の減）により1.7%減少しました。

公設学童保育室 児童数・支援員数が大幅に増加するのに指定管理料を減額、その一方で市の負担は約1,900万円軽減 市は本気で保育環境の改善を！

市が学童保育室の指定管理者（NPO北本学童保育の会うさぎっ子クラブ）に支払う指定管理料が、児童数や支援員数が増加するにも関わらず令和7年度から実質的に引き下げられたことで、**今後の学童保育室の運営に支障を来す恐れがある**ことが分かりました。

このことについて、今議会の一般質問で取り上げましたので、報告します。

利用児童数や支援員数が増えるのに
なぜ指定管理料が減額されてしまったのか？

（単位：千円）

区分	R6決算	R7予算	増減
指定管理料①	176,707	178,481	+1,774
処遇改善補助金	6,601	①に含む	△6,601
送迎バス補助金	391	①に含む	△391
合計	183,159	178,481	△4,678

指定管理料の比較は上の表のとおりです。指定管理料自体は177万4千円増えましたが、指定管理料とは別に支払われていた2種類の補助金を指定管理料に含めることになったため、合計では**467万8千円の減額**となりました。

市は令和7年度からの指定管理者の選定（公募）にあたり、指定管理料の上限額を令和6年度支払額を下回る**1億8,255万7千円**に設定していました。応募者は上限額以下で指定管理料を提示することが求められた上、従来の指定管理者であるうさぎっ子クラブは保育環境や支援員の雇用を守るため指定を確実に受けたいと考えて上限額を下回る額を提示しました。

では市はなぜ上限額を設定したのでしょうか？

- Q.** なぜ指定管理料に上限額を設定したのか。
- A.** 多くの事業者から提案を得やすくするため、業務内容や事業規模に応じた上限額を示した。
- Q.** 募集要項で過去4年の決算額や利用者数を公表しているおり、これだけで規模感は伝わるのではないか。
- A.** 決算額は従来の仕様書に基づいて指定管理業務を実施した結果である。公募にあたり支援員数や支援員の配置基準を見直したため、改めて積算を行い、上限額として設定した。

市は上限額の設定を「多くの事業者からの提案を得やすくするため」と説明しましたが、それならば**上限額ではなく参考額で良かったはず**です。

そもそも**指定管理者制度は民間事業者の創意工夫を促すためにできた制度**です。上限額の設定は**事業者の裁量の幅を狭め、自由なアイデアによる提案を妨げるもの**であり、好ましくありません。

上限額の設定は、市がガイドライン等で統一的に決めたものではなく、担当課の判断で設定されたものです。指定管理者制度の主旨にも反することから、全庁的な対応を求めました。

市は受け取る補助額を最大化し
市の負担額を大幅に軽減することに成功

学童保育室の指定管理者の選定方法は、今回（令和7～9年度）から公募に切り替えられました。公募にあたり、市は令和7年度からの変更点として以下のことを示しました。また、市は令和7年度の登録児童数見込みを802人としていましたが、実際にはこれを大幅に上回る865人でした。

支援員数 13単位 → 17単位
支援員配置 常時2人 → 常時3人

支援単位とは保育の単位で、学校という学級（クラス）に当たります。基本的には支援単位ごとに支援員や児童が割り振られ、一緒に活動します。国の基準や本市が定めた条例では**1支援単位につき概ね40人以内**とされていますが、実際には40人を超えるところもあります。

市では今年度から支援単位を13から17に増やすことで、1支援単位の児童数を概ね40人以内に収めることとしました。しかし、あくまでも名簿上の措置で、**複数の支援単位が同じ部屋で活動するだけ**なので、子どもたちの保育環境が改善されるわけではありません。支援員が増加することで、むしろ混雑度は増します。

しかし、市には大きなメリットがあります。国・県の補助金は補助単価×支援員数で計算されますが、1支援単位40人前後の場合の補助単価が一番高く、45人を超えると減額されます。1支援単位を40人前後に抑え、支援員数を増やすことは、**補助単価と支援単位のどちらも引き上げることとなり、市が受け取る補助金額を最大化することにつながります**。

（単位：千円）

区分	R6決算	R7見込	増減
指定管理料等	183,159	178,481	△4,678
うち国補助	52,319	59,493	+7,174
うち県補助	53,663	60,837	+7,174
うち市負担	77,177	58,151	△19,026
保育料収入	81,926	82,248	+322
合計	265,085	260,729	△4,356

この見直しで**市の負担は約1,900万円（指定管理期間3年で約5,700万円）も削減される見込み**です。一方指定管理者は、利用者の増加により保育料収入が増加するものの、指定管理料との合計収入は約440万円もの減額となります。

市の負担が多かったのは子育て世帯の経済的負担を軽減するための政治的配慮

学童保育事業は利用者が支払う保育料のほかに国や県から補助金が支払われます。基本の負担割合は国・県・市が3分の1ずつです。

しかし令和6年度決算を見ると、市の負担が国・県よりも2千万円以上多かったことが分かります。今回の見直しにより、市の負担は国・県とほぼ同程度となりました。では、令和7年度の市の負担は適切と言えるのでしょうか？

- Q.** 制度上は事業費の半分を利用者が負担し、残りの半分を国・県・市が3分の1ずつ負担することが基本である。令和6年度決算では市の負担が国や県より多く、利用者負担（保育料収入）が少ない。**利用料金を低く抑える中で市の負担を軽減するために、指定管理料の上限を低く設定したのではない**か。
- A.** 本市の利用料金は近隣市と同等で、特段低いとは言えない。利用料金の引上げは子育て世帯の経済的負担の増加につながるため、慎重な検討が必要。上限設定は市の負担軽減を目的としたものではない。

本市の保育料は平成27年度、市長選挙の直前に急遽引き下げられ、それ以降、物価や人件費が高騰する中でも据え置かれています。これは市の答弁のとおり、**子育て世帯の経済的負担の増加に配慮した、政治的な判断**によるものです。

それであれば、**引下げ分は市が負担するのが当然**です。平成27年度の改定で、一人当たりの保育料は約2割引き下げられました。現状の保育料収入は約8千万円なので、引下げ分は約2千万円です。つまり、令和6年度決算において市の負担額が国や県より2千万円以上多いのは、当然の結果であり、極めて妥当な負担額でした。

しかし、今回の見直しにより国・県の補助額がそれぞれ約720万円増加しました。本来であれば、3分の1ずつ負担するルールに従って市の負担も同額程度増やし、指定管理者を増額することで、**指定管理者に支援員の増員や処遇改善をさせるべきではない**でしょうか。

さらに市は、令和7年度から従来の常時2人配置ではなく、**常時3人の配置**を求めています。児童が少ない時間帯でも3人を配置しなければなりませんが、指定管理料が減額されたうえ、支援員の人件費も上昇しており、支援員の増員が困難になっています。従前は指定管理者の判断で、児童の多い時間帯に3人を超える（基準を上回る）支援員を配置していましたが、これからは最小限の3人で対応せざるを得なくなってしまう。

混雑時の支援員の数を減らせば、支援員の目が十分に行き届かなくなる恐れがあり、保育の質の低下につながる極めて重大な事態です。

常時3人配置は、市が条例で定めた基準を上回るものであり、条例改正も行っていないことから、利用児童数に応じて柔軟に配置することを認めるよう求めました。

市は自らが条例に定めた基準を守るべき
専用面積の早急な確保を

市は指定管理者に対し指定管理料を削減した上に条例基準を上回る支援員の配置を求めているにも関わらず、市の責務である必要な専用面積の確保を怠っています。

- Q.** 支援単位の適正化を図り、単位数を増やしたが、実際に学童保育室の床面積が増えたわけではない。国の基準＝市が条例で定めた基準である児童1人1.65㎡の専用面積を確保できている学童保育室はいくつあるか。
- A.** 令和7年度の利用状況を踏まえると12室中3室（東第二、石戸第二、中丸第二）である。民設クラブの整備・利用促進、南小児童の石戸第二学童活用（バス送迎）、中丸第二学童の新設など対応しているが、未だ十分な混雑緩和が図れていない。引き続き対応を検討する。

令和6年度に中丸第二学童保育室を整備しましたが、**整備費は約7千万円**で、**市の負担額は約2千万円**でした。この程度の費用負担で増設ができるのであれば、名簿上だけで支援単位を増やすのではなく、支援単位に応じた部屋を整備し、全ての学童保育室が児童1人当たり1.65㎡という基準を満たすように改善すべきです。

今後に向けて、既定の指定管理料で十分な人数かつ資格を有した支援員が確保できるか注意深く見守るとともに、確保が難しい場合には指定管理料の増額を求めてまいります。

また、削減された市の負担額を活用して、新たな学童保育室の整備による混雑解消と、老朽化した学童保育室の建替え又は改修を求めてまいります。

北本市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の概要

国の基準に従い本市の**最低基準**を定めたもの
・専用区画の面積→児童1人につき概ね1.65㎡
・支援員の数→支援の単位ごとに2人以上
・1支援単位の児童の数→概ね40人以下 など
※努力義務ではなく、遵守することが求められる。